

＜対策のポイント＞

輸出に向けた木材製品の国際競争力を高めるため、**木材製品の生産力の向上を支える非住宅分野等における消費拡大を支援**します。また、木材製品の国際競争力強化のため、**林業分野における新技術の開発を支援**します。また、林地残材の利用拡大のため、**高品質な木質燃料製造施設等の整備を支援**します。

＜事業の内容＞

1. 木材製品の消費拡大対策

- ① CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。
- ② 木質建築部材に関して、製造コストの縮減や建築物の設計・建築に合理的に活用する技術の開発に向けた試験等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。
- ③ JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材等を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材等の調達費の一部を支援します。
- ④ これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

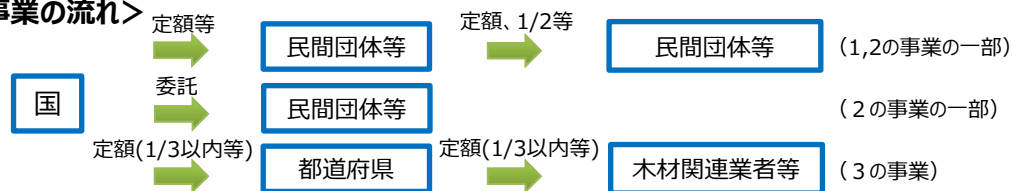
2. 林業分野における新技術推進対策

先進的林業機械を活用し、伐採・造林作業の自動化や遠隔操作技術を進めるとともに、当該機械を中心とした作業システムを事業規模で実証し、現場の実情に応じて改良する取組を支援します。
 また、造林分野の課題解決のための異分野技術の導入実証や低コスト造林モデルの普及促進を実施します。

3. 木質バイオマス燃料品質向上施設整備

木質燃料製造施設におけるチップ選別機や燃料乾燥機等の品質向上に資する施設や、品質の向上した木質燃料を利用するボイラー等の施設の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

木材製品の消費拡大対策



CLTを活用した設計・建築等の実証 木質建築部材の技術開発

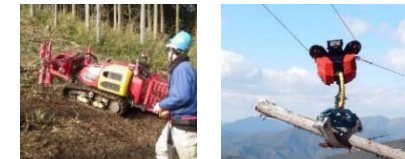


非住宅分野等の建築物へのJAS構造材等の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及

林業分野における新技術推進対策



自動化・遠隔操作技術の実証等

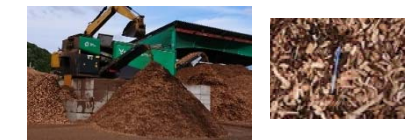


低コスト造林モデルの普及促進



異分野技術の導入実証

木質バイオマス燃料品質向上施設整備



木質燃料の品質向上に資する施設等の整備

【お問い合わせ先】

- (1の①～③事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
- (1の④の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)
- (2の事業) 林野庁研究指導課 (03-3501-5025)
- (3の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2297)